

岩手県監査委員告示第21号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月8日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
岩手県監査委員 名須川 晋
岩手県監査委員 鈴木 慶 太
岩手県監査委員 菅 原 由 紀

- 1 監査対象機関名 県南広域振興局農政部一関農村整備センター
- 2 監査実施日
(1) 予備監査実施日 令和7年5月1日から同月30日まで
(2) 本監査実施日 令和7年6月16日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年8月8日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給していないものが1件、37,677円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあった赴任旅費の支給について、早急に処理を行い令和7年8月8日に旅費を支給した。 今後、新採用職員が赴任する際は、管理用地課職員で打合せをし、必要な作業項目を作成すること、総括が作業項目の分担を指示すること、週初めに進捗状況を確認することで再発防止に努めることにした。

岩手県監査委員告示第22号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第35号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月8日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
岩手県監査委員 名須川 晋
岩手県監査委員 鈴木 慶 太
岩手県監査委員 菅 原 由 紀

1 (1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和7年6月17日及び同月18日

イ 本監査実施日 令和7年7月14日

(3) 監査結果の公表の日 令和7年9月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、変更契約の理由が不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託業務の執行に当たっては、内部統制の充実を図る観点から、課内ミーティング等を活用して業務実施上の課題等を共有するとともに、当該事業に業務を追加（変更）する場合は、実施要否やその理由を慎重に検討のうえ、その必要性等を設計変更対照表（変更の理由）に記載することとする。

2 (1) 監査対象機関名 県北広域振興局農政部二戸農林振興センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和7年5月29日及び同月30日

イ 本監査実施日 令和7年7月15日

(3) 監査結果の公表の日 令和7年9月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 委託業務の執行に当たり、積算を誤っているものが1件、913,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	契約事務について積算を誤っていた建設関連委託業務1件913,000円、県営建設工事2件2,239,600円については、令和6年7月25日に契約の解除、令和6年11月11日に損害賠償金支払いを完了している。
イ 工事の執行に当たり、設計額の積算を誤っているものが2件、2,239,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、設計額の積算に使用する係数等の算定因子において、積算システムの設定の更新を確実にを行うため、因子の改訂の都度、担当チームでシステムの設定状況の記録を行う様式を作成し、チーム内での共有を実施する。 また、設計額の審査精度の向上に向け、担当チームによる審査の着眼点の再確認及びチェックリストの改善を行うとともに、新規で諸経費率を算定する際のチェックリスト

を作成し、算出額の再確認体制の強化を図ることで再発防止に努めることにした。

岩手県監査委員告示第23号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第38号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月8日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
岩手県監査委員 名須川 晋
岩手県監査委員 鈴木 慶 太
岩手県監査委員 菅 原 由 紀

1（1） 監査対象機関名 復興防災部復興危機管理室

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和7年7月15日

イ 本監査実施日 令和7年8月21日

（3） 監査結果の公表の日 令和7年10月10日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ソフトウェア使用許諾契約の支出に当たり、使用料及び賃借料で支出すべきところ需用費で支出しているものが1件、429,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今回の指摘事項は、事務担当者の歳出予算の節に対する知識・認識の誤りと、決裁過程でのチェックが機能しなかったことにより生じたもの。今後は、今回の指摘事項を組織内で共有するとともに、各種研修等の機会を通じて財務関係法令の正しい知識の習得を進めることとした。また、組織的なチェック体制が機能するよう、内部統制の取組を一層強化していくこととした。

2（1） 監査対象機関名 復興防災部防災課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和7年7月1日から同月31日まで

イ 本監査実施日 令和7年8月6日

（3） 監査結果の公表の日 令和7年10月10日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ソフトウェア使用許諾契約の支出に当たり、使用料及び賃借料で支出すべきところ需用費で支出しているものが1件、308,880円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今回の指摘事項は、事務担当者の歳出予算の節に対する知識・認識の誤りと、決裁過程でのチェックが機能しなかったことにより生じたもの。今後は、今回の指摘事項を組織内で共有するとともに、各種研修等の機会を通じて財務関係法令の正しい知識の習得を進めることとした。また、組織的なチェック体制が機能するよう、内部統制の取組を一層強化していくこととした。

岩手県監査委員告示第24号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月8日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
岩手県監査委員 名須川 晋
岩手県監査委員 鈴木 慶 太
岩手県監査委員 菅 原 由 紀

- 1 監査対象機関名 沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和7年5月20日及び同月21日
 - (2) 本監査実施日 令和7年8月19日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年10月10日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
補助金交付事務の執行に当たり、執行管理体制に不適当なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、内部統制が十分であるとは認めがたい状況にあるので、補助金交付事務の適正執行確保のための取組の実施、組織として実効性のある内部統制の構築等、再発防止に努められたい。	今次指摘のあつた補助金交付事務について、当該補助金の交付は令和6年度予算により処理を行った。 今後は、担当者のみでの事業進捗管理とならないようメールに担当職員以外を入れることや、共有フォルダを整理し事業担当者以外でも作成文書が分かる文書管理を徹底する。また、課員全員が事業進捗管理票を所内共有フォルダに置き、見える化を図る。さらに、任意点検項目に「事業実施主体と定期的な打合せ・確認を行うこと」を追加し、毎月、自己点検を実施することで再発防止に努めることにした。